

職員の処分の公表について

市は、6月19日付けで、以下のとおり市職員の処分を行ったので公表します。

1 懲戒処分

公文書偽造

1 被処分者の所属等	保健福祉部生活支援課 主事 26歳 男性
2 処分内容	停職1か月
3 処分理由	被処分者が、令和8年度に他の職員へ事務を引き継ぐ際に、生活保護受給のために必要な銀行からの資産調査の回答書11行分を紛失していたことが判明した。 その後、書類が見つからなかったことから、紛失の事実を隠ぺいするために、当該受給者の回答書を偽造し、上席等に対し回答書を発見したと虚偽の報告をした。 本件行為は、市に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるため、処分するもの。
4 処分年月日	令和8年6月19日
5 その他	当該職員の管理監督責任を問うため、同日付けで次の処分とした。 ※兼務名称等省略 (1) 保健福祉部参事兼生活支援課長 文書訓告 (2) 生活支援課自立支援担当課長兼自立支援係長事務取扱 文書訓告

2 市長コメント

このたびは、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき行為であり、市民の皆様や関係機関の信頼を大きく損ねる事態を招いたことについて、心からお詫び申し上げます。

市といたしましては、不正行為が発生しないよう、今後さらに法令順守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市長室職員課 電話046-235-4502